



日本年金機構  
Japan Pension Service

## Press Release

平成30年6月29日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 遠藤 弘之

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

### 事務処理誤り等(平成30年5月分)について

平成30年5月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（平成30年5月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

### II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

#### 1 平成30年5月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成30年度に発生した事務処理誤りが10件、平成29年度が65件、平成28年度が13件、平成27年度が5件、平成26年度が8件、平成25年度以前が57件、合計158件(市区町村において発生した10件、委託業者等が発生させた24件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な145件について、一覧で事象をお示ししています。

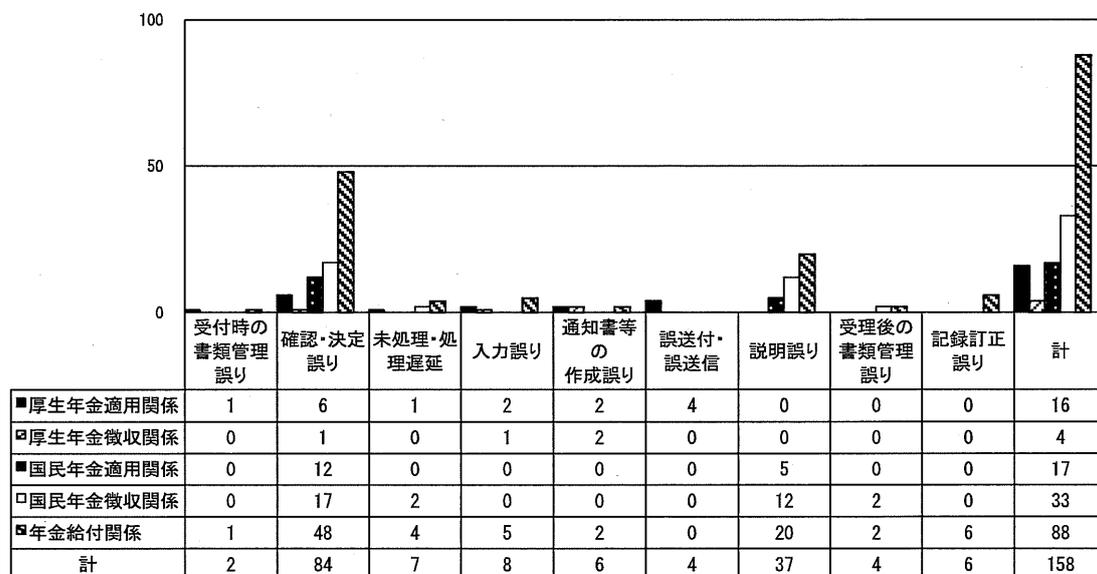
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
件数	38(2)	5(1)	0	2(1)	4	6(1)	2	8(2)	5	13(4)	65(21)	158(34)
割合	24.0%	3.2%	0.0%	1.3%	2.5%	3.8%	1.3%	5.1%	3.2%	8.2%	41.1%	100.0%

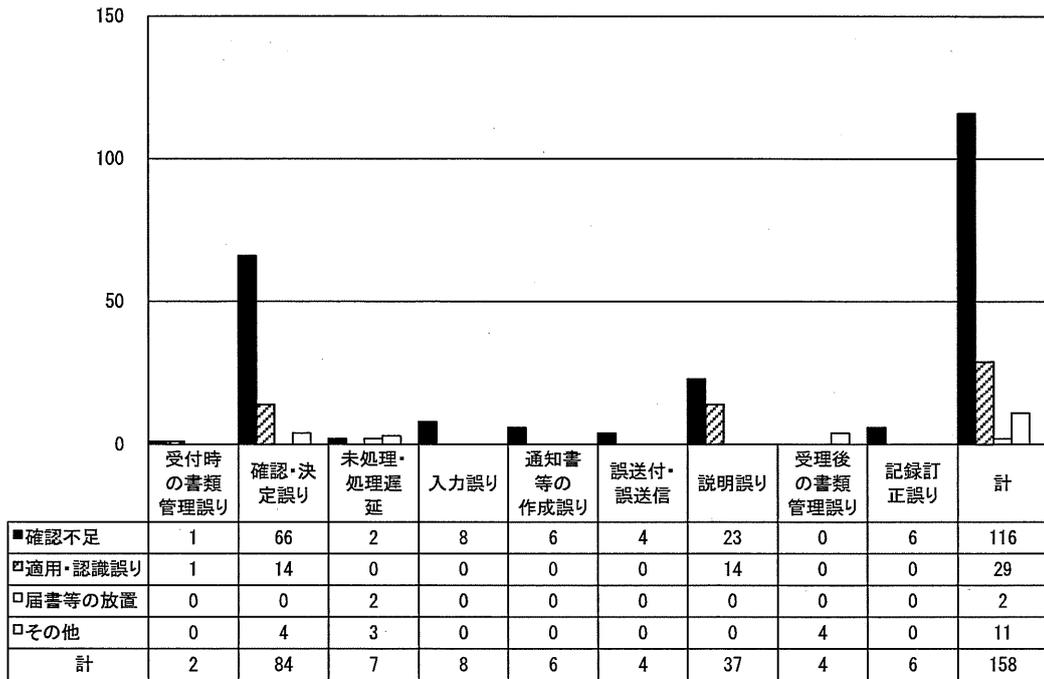
←社会保険庁時代に発生→

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

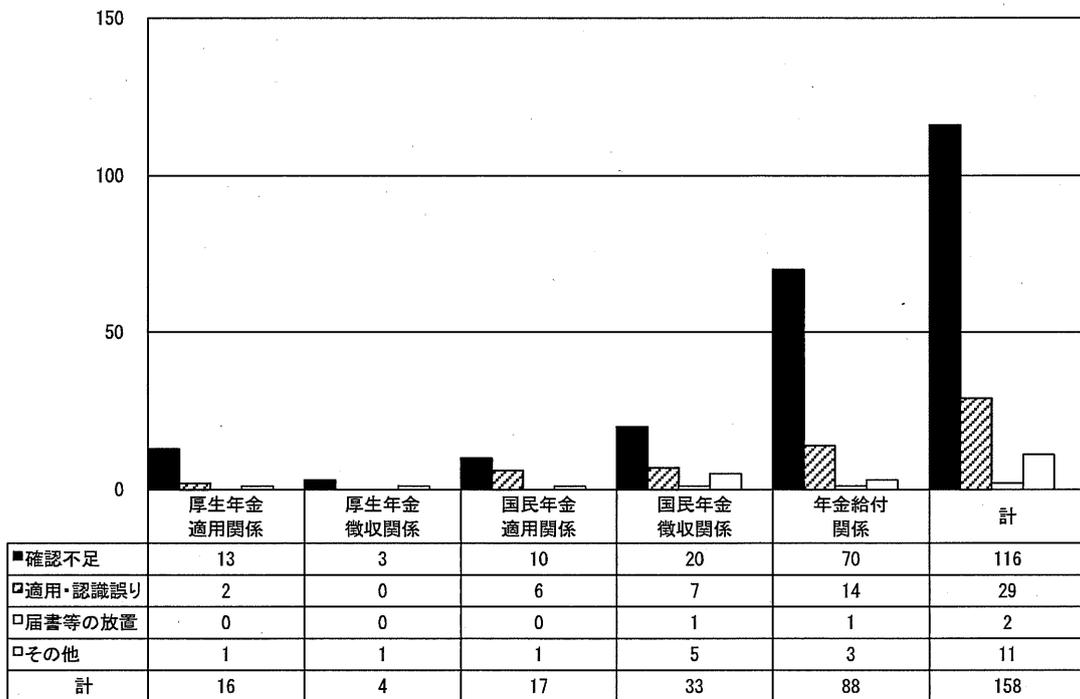
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



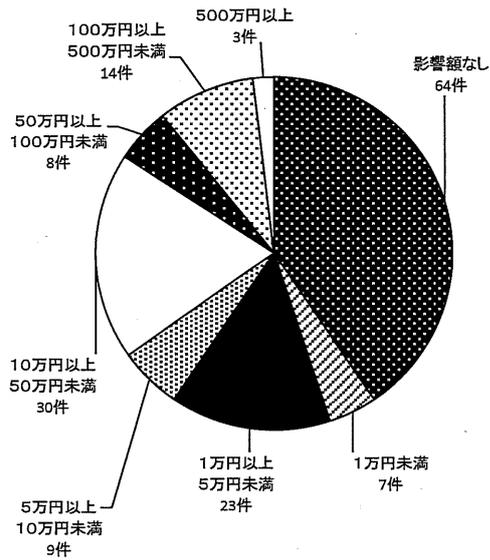
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

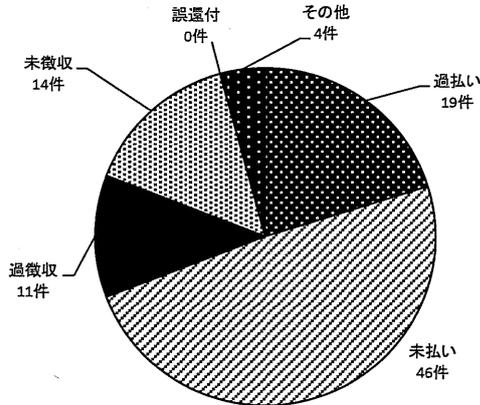


### 5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 通用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 通用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		14	1	12	14	23	64
1万円未満		0	0	0	3	4	7
1万円以上 5万円未満		1	1	4	5	12	23
5万円以上 10万円未満		0	0	0	2	7	9
10万円以上 50万円未満		0	1	1	9	19	30
50万円以上 100万円未満		1	0	0	0	7	8
100万円以上 500万円未満		0	0	0	0	14	14
500万円以上		0	1	0	0	2	3
計		16	4	17	33	88	158

### 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	19件	9,070,794	477,410
未払い	46件	47,102,563	1,023,968
過徴収	11件	9,553,215	868,474
未徴収	14件	1,145,410	81,815
誤還付	0件	0	0
その他	4件	6,194,667	1,548,666
計	94件	73,066,649	777,304

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)		
過払いと未払い	1件	1,633,950
過払いと過徴収	2件	30,538
未払いと過徴収	1件	4,530,179

### 7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	90件	57.0%
外部	68件	43.0%
計	158件	100.0%

### Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する平成30年6月29日時点の対応状況は以下のとおりです。

#### (1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 104,857人 (602.5億円)
- ・支払いが完了していない方 1,106人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

#### (2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

平成30年6月支払 826人 (5.2億円)

(参考：平成30年2月から平成30年6月までの累計 22,622人 (128.2億円))

#### (3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

平成30年6月支払 4人 (0.1億円)

(参考：平成30年1月から平成30年6月までの累計 32人 (0.3億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

### Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した結果の33事象のうち、対象者を機構においてシステムで特定することができる24事象については、「今後事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、早いものは平成30年4月から遅くなるものでも平成30年度中までに個別に連絡を行い、必要な対処を実施する」としておりますが、当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	平成30年6月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	1,105件	3,129万円	1,265件	3,496万円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	17件	9,000万円	17件	9,000万円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

○日本年金機構の平成30年5月分の事務処理誤り一覧(1～20ページ)

1. 厚生年金適用関係	.....	1P	整理番号 1～15
2. 厚生年金徴収関係	.....	3P	整理番号 16～18
3. 国民年金適用関係	.....	4P	整理番号 19～35
4. 国民年金徴収関係	.....	6P	整理番号 36～59
5. 年金給付関係	.....	9P	整理番号 60～145

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況」に記載のある事象の概要(21ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	愛知	岡崎	2018年 4月6日	2018年 4月19日	○社会保険労務士から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	4事業所	なし	0
2			広島	広島広域 事務センター	2018年 3月27日	2018年 4月19日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
3	賞与支払届の誤り	入力誤り	滋賀	事務センター	2017年 8月8日	2018年 3月30日	○事業所から問合せがあり、委託業者が賞与支払届の処理時に標準賞与額の入力を誤ったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	15,050
4			長崎	長崎南	2018年 4月11日	2018年 4月24日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の処理時に標準賞与額の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
5	70歳以上被用者関係 届書の誤り	確認・決定誤り	茨城	日立	2018年 2月9日	2018年 3月19日	○担当部署において確認したところ、70歳以上被用者該当届の窓口点検時に確認が不足し、誤った該当年月日で受理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。該当年月日を訂正し、処理を行いました。 ●担当部署において、70歳以上被用者該当届を点検する際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
6	二以上事業所勤務者の 誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2017年 7月3日	2018年 1月25日	○内部点検により、被保険者が二以上事業所勤務者に該当した際に行うべき一般被保険者としての資格喪失処理について、誤って処理不要としていたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。資格喪失処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者の処理手順を再確認するとともに、処理不要の場合でも内容のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	755,980
7	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	本部	年金記録 企画部	2017年 12月22日	2017年 12月25日	○事業所から問合せがあり、事業所あてに送付した磁気媒体の被保険者記録確認用データについて、誤った仕様によりデータ作成を行ったため、一部入力できない項目があることが判明しました。 ●担当部署において、各事業所にお詫び文書及び対処方法を記載した文書を送付しました。 ●担当部署において、委託業者から納品されたデータのダブルチェックを徹底するよう周知しました。	912事業所	なし	0
8			福島	東北福島	2018年 4月1日	2018年 4月18日	○社会保険労務士から連絡があり、算定基礎届等の社会保険労務士あての一括送付にかかる同意書を事前に送付すべきところ、確認不足により、他の申出書を送付していたことが判明しました。 ●担当部署において、社会保険労務士にお詫び文書及び正しい同意書を送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の同封物の確認を徹底するよう周知しました。	70名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	厚生年金適用関係届書等の誤送付	誤送付・誤送信	新潟	事務センター	2018年 3月22日	2018年 4月9日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の資格喪失届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した資格喪失届を回収し、処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
10			愛知	中村	2018年 4月17日	2018年 4月20日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の資格喪失届の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した資格喪失届の控えを回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
11	厚生年金適用関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	新潟	事務センター	2018年 3月30日	2018年 4月2日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の「厚生年金保険70歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせ」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した「厚生年金保険70歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせ」を回収し、本来送付すべき社会保険労務士にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
12			愛知	名古屋広域事務センター	2017年 9月3日	2017年 9月4日	○社会保険労務士から問合せがあり、社会保険労務士宛に通知書を送付するための別送対象事業所一覧表を登録する際に確認が不足し、受託していない事業所を別送対象事業所として登録したため、他の事業所の標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、別送対象事業所一覧表を登録する際の確認及び封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
13	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松東	2018年 2月26日	2018年 4月11日	○内部点検により、他拠点から回付された月額変更届について、確認が不足し、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、月額変更届の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4事業所	なし	0
14		受付時の書類管理誤り	新潟	事務センター	2017年 12月15日	2018年 4月3日	○事業所から問合せがあり、委託業者が賞与支払届の受付処理を行う際に確認が不足し、書類の受付登録を行わなかったために進捗が管理できず、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、届書の進捗管理を徹底するよう指導しました。	3事業所	なし	0
15		未処理・処理遅延	本部	年金記録企画部	2012年 9月28日	2013年 11月22日	○内部点検により、お客様から提出のあった年金記録にかかる照会文書が未処理となっていたことが判明しました。 ●担当部署において回答文書を作成し、お客様に送付しました。 ●担当部署において、照会文書にかかる事務処理の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4名	なし	0

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	東京	渋谷	2005年 11月1日	2017年 11月22日	<p>○担当部署において事業所の記録を確認していたところ、二以上事業所勤務者が勤務する事業所が管轄外へ所在地変更をした際に、不要な保険料の登録を削除していなかったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる事務処理手順を再確認するとともに、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	過徴収	6,588,365
17	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2018年 3月19日	2018年 3月20日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者が督促状を作成する際に確認が不足し、誤って別の様式を使用して作成していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って作成した督促状を回収し、正しい様式を使用して作成した督促状をお渡ししました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、督促状作成時の様式の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	2事業所	なし	0
18			静岡	浜松東	2017年 2月17日	2018年 3月6日	<p>○担当部署で保険料の確認を行っていたところ、延滞金の納付書を作成する際に確認が不足し、誤った金額で作成していたため、延滞金が過徴収となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。過徴収の延滞金は還付しました。</p> <p>●担当部署において、納付書作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	過徴収	27,000

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
19	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	2013年 5月16日	2018年 4月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書の処理について、確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,490
20			茨城	土浦	2013年 2月7日	2017年 11月30日	○機構本部から連絡があり、国民年金任意加入申出書の処理について、確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となり、年金の過払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	その他	15,264
21			茨城	土浦	2012年 12月4日	2018年 1月24日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書の処理について、確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書処理時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,890
22			岐阜	大垣	2015年 2月26日	2018年 3月9日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際の確認が不足し、国民年金任意加入であるべき期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、海外転出者に対する正しい手続きの確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
23	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌東	2006年 10月頃	2018年 1月22日	○お客様から問合せがあり、市町村において、20歳到達時に海外留学していた者の住民票の確認が不足し、基礎年金番号の取消処理を行ったため、保険料納付猶予の申請ができない期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、お客様の住所情報の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
24			千葉	千葉	2015年 11月頃	2018年 1月18日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、誤って第3号被保険者から第1号被保険者に年金記録の訂正処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
25			千葉	千葉	2015年 11月頃	2018年 1月17日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、資格喪失日を誤った日付で訂正処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	4名	なし	0
26			新潟	新潟西	1997年 10月29日	2018年 3月28日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
27			長崎	長崎南	1983年 4月頃	2017年 3月24日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、お客様の状態を確認の上必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
28			栃木	今市	1964年 3月24日	2016年 10月28日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、お客様の状態を確認の上必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
29			北海道	札幌東	2012年 7月頃	2017年 12月25日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、お客様の状態を確認の上必要な案内をするよう依頼しました。	2名	なし	0
30		説明誤り								

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
31	国民年金資格記録の誤り	説明誤り	和歌山	田辺	2017年 8月31日	2017年 9月7日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認が不足したため、受給資格を満たさないにもかかわらず、任意加入の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
32			沖縄	那覇	2017年 3月6日	2017年 10月4日	○事務センターから連絡があり、3号不整合期間の説明と特定期間該当届の提出の案内を漏らしたため、受給権発生が遅れたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、特定期間該当届を受理し、処理を行いました。なお、年金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
33			大阪	吹田	1963年 3月14日	2016年 10月8日	○お客様から問合せがあり、国民年金の任意加入期間に該当する期間に任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、お客様の状態を確認の上必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
34			兵庫	西宮	2016年 8月頃	2018年 1月4日	○市町村から連絡があり、市町村において、海外転出の際に任意加入の案内をしなかったため、任意加入が行えず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当届を受理の上、訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対して、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	268,400
35	国民年金第3号(特例)届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2017年 11月13日	2017年 12月25日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号(特例)届を処理する際の確認が不足し、誤った記録の訂正処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

#### 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
36	国民年金付加保険料納付書の誤り	説明誤り	兵庫	西宮	2017年 8月15日	2017年 10月16日	○市町村から連絡があり、市町村において、定額保険料と付加保険料の納付順序の説明が不足し、付加保険料が先に納付されたため、過誤納が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、付加保険料納付希望時に必要な案内を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
37	特定付加保険料申込書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	平塚	2016年 10月頃	2016年 11月7日	○お客様から問合せがあり、特定付加申出勧奨の未送達後の確認が不足し、案内が行われなかったため、年金の未払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未送達となった届書等の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	984
38	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	愛知	刈谷	2018年 2月9日	2018年 4月9日	○事務センターから連絡があり、追納可能期間の確認が不足し、納付書が発送されていない期間があったため、追納すべき順番での納付とならなかったことから、過誤納が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料を還付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	348,240
39			兵庫	西宮	2015年 3月30日	2015年 4月27日		1名	過徴収	415,800
40		説明誤り	兵庫	東灘	2017年 5月1日	2017年 12月15日	○お客様から問い合わせがあり、窓口相談時に追納制度の案内が漏れたため、追納保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	108,130
41			岐阜	大垣	2016年 4月1日	2018年 2月20日				
42	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2018年 2月5日	2018年 3月1日	○市町村から連絡があり、担当部署において審査時の確認が不足し、誤った年度で国民年金保険料免除・納付猶予申請書を処理していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
43			香川	高松広域 事務センター	2017年 12月18日	2018年 3月9日				
44		説明誤り	東京	新宿	2016年 8月4日	2017年 6月30日	○お客様から問合せがあり、市町村の説明誤りにより、お客様の希望しない免除区分で国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付していたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	40,750

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
45	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	鳥根	出雲	2016年 6月29日	2017年 8月18日	○お客様から問合せがあり、説明誤りにより、お客様の希望しない免除区分で国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付していたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	48,990
46			大阪	枚方	2017年 7月6日	2017年 12月8日	○お客様から問合せがあり、市町村の説明誤りにより、お客様の希望しない免除区分で国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付していたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	98,760
47	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	1979年 4月頃	2016年 6月6日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、本来、法定免除に該当する期間が、法定免除となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
48			千葉	千葉	2014年 10月10日	2017年 5月30日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認が不足し、本来、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
49			秋田	大曲	1988年 7月26日	2018年 2月5日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認が不足し、本来、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
50			説明誤り	滋賀	大津	2008年 12月17日	2017年 6月21日	○お客様から問い合わせがあり、法定免除の案内が漏れたため、本来、法定免除に該当する期間が、法定免除となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし
51	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	石川	七尾	2009年 11月27日	2016年 6月27日	○お客様から問合せがあり、市町村において、障害年金請求時に国民年金保険料免除理由該当・消滅届の案内が漏れ、本来、法定免除に該当する期間が、法定免除となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、法定免除の取扱いについて確認を徹底し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
52			愛知	一宮	2013年 1月22日	2017年 11月16日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認不足により、誤った受給資格期間で国民年金後納保険料納付申出書を受付したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	29,580

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
53	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	三重	津	2018年 4月11日	2018年 4月13日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、入力締切日の確認が不足し、締切日後に処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時のスケジュール確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	191,970
54	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	新潟	新潟西	2018年 3月5日	2018年 3月9日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料前納納付書について、発行時期の確認が不足し、本来納付できない期間に納付が行われたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、前納納付書発行時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	348,090
55			香川	高松広域 事務センター	2018年 3月15日	2018年 4月3日	○機構本部から連絡があり、国民年金保険料前納納付書について、発行時期の確認が不足し、本来納付できない期間に納付が行われたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、前納納付書発行時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	378,580
56			香川	高松広域 事務センター	2018年 3月19日	2018年 4月4日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料納付書について、納付期限を過ぎた納付書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、納付書作成時の納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
57	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	千葉	幕張	2014年 9月29日	2017年 10月20日	○市町村から連絡があり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料学生納付特例申請書の進捗漏れが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
58			北海道	帯広	2017年 6月10日	2018年 2月20日	○お客様から問合せがあり、書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料学生納付特例申請書の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
59		受理後の書類管理誤り	滋賀	大津	2017年 7月6日	2017年 9月28日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村において国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
60	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	1987年 9月17日	2014年 5月16日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間等の確認不足から、通算老齢年金の受給権発 生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支 払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	158,060
61			埼玉	所沢	1993年 3月11日	2016年 7月15日	○機構本部から連絡があり、国民年金に任意加入し保険料を納付したことにより受給要件を 満たした方の年金を決定する際、年金受給に必要な期間を満たした月の翌月の初日を受給 権発生日として年金を決定すべきところ、保険料の納付日を受給権発生日として年 金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支 払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金に任意加入した方の年金を決定する際の受給要件の確認を 徹底するよう周知しました。	1名	未払い	865,725
62	説明誤り		大阪	玉出	2017年 8月24日	2017年 10月5日	○事務センターから連絡があり、委託社会保険労務士が合算対象期間の確認不足から、老 齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内してい たことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
63			東京	杉並	2017年 10月18日	2017年 10月18日	○年金請求書受付時の記録確認により、委託社会保険労務士が合算対象期間の確認不足 から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内 していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
64			大阪	豊中	2010年 4月12日	2016年 12月5日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に、年金相談センターにおいて受給 要件の確認不足から、受給要件を満たしているにもかかわらず、満たしていないと誤って説 明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金を決定し、お客様に正しい年金が支払 われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録及び受給要件の確認を徹底するよう周知しま した。	1名	未払い	4,198,736
65			宮城	石巻	2018年 2月22日	2018年 4月12日	○事務センターから連絡があり、老齢年金の障害者特例の請求は死亡後に行うことができな いにもかかわらず、障害年金を受給していれば死亡後も請求できると誤って説明してい たことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害者特例の請求について再確認を行いました。	1名	なし	0
66			沖縄	浦添	2018年 1月17日	2018年 4月5日	○機構本部から連絡があり、障害年金の受給権がないが一定の障害状態にある方に対し、 既に特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給が行われているため、障害者特例請求書 は本来提出の必要がないにもかかわらず提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害者特例の請求について再確認を行いました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
67	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	1988年 2月頃	2014年 4月1日	○担当部署において確認したところ、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	45,228
68	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	佐賀	唐津	2000年 11月24日	2012年 2月29日	○担当部署において確認したところ、共済組合期間と扱べき期間を厚生年金被保険者期間として扱い老齢厚生年金を決定したため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	34,399
69			北海道	事務センター	2017年 11月30日	2018年 4月4日	○共済組合から連絡があり、退職一時金として支給済の共済組合期間を誤って老齢基礎年金の計算の対象とし、老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	422,339
70	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2014年 8月14日	2017年 6月22日	○担当部署において確認したところ、確認不足から船員保険被保険者期間の登録を誤り通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	8,984
71			兵庫	須磨	1986年 1月1日	2017年 2月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。また、繰上げ支給の老齢年金を取消の上65歳支給の通算老齢年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	4,530,179
72			岡山	倉敷東	1984年 2月22日	2017年 7月24日	○年金相談時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	34,603
73			長野	松本	2000年 7月19日	2017年 11月10日	○事務センターから連絡があり、国民年金と脱退手当金の支給済期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	439,584
74			千葉	松戸	1986年 1月頃	2014年 12月12日	○機構本部から連絡があり、先に決定していた通算老齢年金に登録されていた厚生年金被保険者記録の一部について、後に決定した老齢年金の決定時に登録を漏らしていたこと等が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	168,755
75			千葉	松戸	1983年 4月14日	2015年 1月16日		1名	未払い	780,635

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
76	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	2009年 10月30日	2014年 6月10日	○機構本部から連絡があり、厚生年金制度の施行準備中の期間のため年金額の計算に含めない期間を誤って年金額の計算の基礎に含め遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	77,000
77			奈良	桜井	1995年 4月1日	2017年 3月23日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,590
78	老齢年金の繰上げ・繰 下げの誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 7月13日	2017年 11月15日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ待機を希望しているにもかかわらず、年金相談センターにおいて繰下げ申出書を受付したため、繰下げ支給の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	358,705
79			埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 11月30日	2018年 2月14日	○年金事務所から連絡があり、繰下げ支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	212,800
80			説明誤り	大阪	玉出	2018年 3月8日	2018年 3月8日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が確認不足から老齢基礎年金の繰上げ請求を希望している方に対し、繰上げ請求の案内をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし
81	遺族年金の受給要件 等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	所沢	2007年 3月24日	2015年 12月8日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録等の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,015,304
82			千葉	松戸	1981年 3月19日	2014年 12月24日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り通算遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	38,818
83			愛媛	今治	2017年 11月21日	2018年 3月16日	○お客様から問合せがあり、18歳未満の子がいるため、遺族基礎年金及び遺族厚生年金を決定すべきところ、遺族厚生年金のみ決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	139,698

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
84	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	北海道	室蘭	1989年 8月24日	2017年 3月30日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から船員保険記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,203,050		
85			千葉	松戸	2000年 4月13日	2014年 10月20日	○他の年金事務所から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、旧三共済組合期間を含めずに遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,974,264		
86			宮城	仙台広域 事務センター	2017年 12月14日	2018年 1月18日	○共済組合から連絡があり、本来共済組合が支給する年金に加算すべき寡婦加算を遺族厚生年金に誤って加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	271,382		
87			島根	浜田	2017年 3月11日	2017年 10月23日	○お客様から問合せがあり、遺族厚生年金の支給停止事由消滅届と遺族基礎年金の支給停止事由該当届を受付すべきところ、遺族年金の失権届を受付し処理を行っていたため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金が失権する場合について再確認しました。	1名	未払い	859,145		
88			埼玉	所沢	2005年 4月18日	2015年 8月19日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	998,244		
89			千葉	松戸	2009年 3月3日	2014年 3月27日	○事務センターから連絡があり、18歳未満の子がいるため遺族基礎年金及び遺族厚生年金を決定すべきところ、戸籍等の添付書類の確認不足から遺族厚生年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には年金請求書の記載内容及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	2,954,450		
90			説明誤り	東京	大田	2017年 1月23日	2017年 3月10日	○年金請求時の記録確認により、委託社会保険労務士が年金記録の確認不足から、本来請求できない遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
91			障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金 センター	2012年 2月2日	2018年 1月18日	○担当部署において確認したところ、障害年金の審査時の確認不足により、障害認定結果の登録を誤り、本来1級にすべきところ2級として障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,316,729

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
92	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2015年 8月31日	2017年 12月26日	○担当部署において確認したところ、厚生年金被保険者期間中に初診日があったにもかかわらず、障害厚生年金の審査を行わず障害基礎年金の不支給決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金審査時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,864,423
93		説明誤り	神奈川県	横浜中	2018年 2月21日	2018年 3月13日	○担当部署において確認したところ、障害状態確認届の提出が不要な方に対し、障害状態確認届の提出が必要と説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害状態確認届の提出が必要となる場合について再確認しました。	1名	なし	0
94			山梨	甲府	2017年 7月3日	2018年 1月18日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に納付要件の確認不足から、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
95			福岡	大牟田	2018年 2月6日	2018年 4月2日	○お客様から問合せがあり、障害年金を受給しているお客様に対し、診断書の提出時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、診断書の提出について相談があった場合は、障害状態等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
96			山形	鶴岡	2016年 11月17日	2017年 4月11日	○お客様から問合せがあり、相談センターにおいて事後重症による障害年金請求の際の説明を誤ったため、年金請求書の受付日が遅れた結果、受給権発生日が1月遅くなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、事後重症による障害年金請求を受付する場合はお客様に不利益が生じないように確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	150,861
97		加給年金の誤り	確認・決定誤り	埼玉県	所沢	1995年 8月31日	2015年 12月14日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
98			千葉県	松戸	1998年 10月15日	2014年 8月1日	○担当部署において確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	540,200
99			新潟	三条	1989年 12月14日	2017年 4月11日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,497,992

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
100	加給年金の誤り	確認・決定誤り	秋田	秋田	2008年 12月25日	2017年 5月29日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金請求時に生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,744,701
101		説明誤り	京都	京都南	2017年 6月9日	2018年 2月19日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が加給年金及び振替加算の加算のために加給年金額加算開始事由該当届等を受付する必要があるにもかかわらず、確認不足から加給年金額加算開始事由該当届等の案内をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加給年金額加算開始事由該当届等を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	未払い	86,803
102	再裁定の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜南	2009年 8月20日	2017年 6月21日	○未支給年金請求時の記録確認により、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤って年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	193,959
103			岡山	岡山西	2013年 11月21日	2017年 9月1日	○担当部署において確認したところ、3号不整合期間を有している方の年金について、平成30年4月分以降の年金から訂正後の記録に基づいた年金をお支払いすべきところ、確認不足から平成30年3月分以前の年金についても訂正後の記録に基づいた年金をお支払いしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、3号不整合期間がある場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	74,758
104			本部	中央年金センター	2007年 10月11日	2017年 4月11日	○担当部署において確認したところ、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、年金額の改定処理を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,676,503
105		入力誤り	本部	障害年金センター	2017年 12月15日	2018年 1月9日	○お客様から問合せがあり、障害厚生年金の再裁定を行った際に調整額の登録を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定時の処理手順について再確認を行いました。	1名	過払い	2,351,150
106	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	岐阜	多治見	1976年 11月1日	2016年 2月26日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更時の確認不足から本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	131,915

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
107	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	京都	舞鶴	2015年 6月22日	2017年 11月27日	<p>○担当部署において確認したところ、被用者年金一元化法の施行に伴い議員の在職支給停止の対象となる方に対し、在職支給停止を行うための届出勸奨を行っていなかったため、年金の在職支給停止が行われていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。在職支給停止届を提出いただき処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、議員の在職支給停止にかかる事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。</p>	3名	過払い	3,528,903
108	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2017年 10月17日	2018年 4月16日	<p>○お客様から問合せがあり、年金受給選択申出書の確認不足により、お客様の申出内容と異なる年金の選択処理を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	128,501
109			神奈川	高津	2017年 9月6日	2018年 1月15日	<p>○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて傷病手当金の支給状況の確認不足から傷病手当金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付したため、お客様の意向と異なる選択処理を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を再度確認し、訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、傷病手当金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	38,679
110			千葉	松戸	2014年 6月16日	2014年 9月18日	<p>○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて厚生年金基金の支給状況の確認不足から厚生年金基金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付したため、お客様の意向と異なる選択処理を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を再度確認し、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、厚生年金基金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	64,679
111			茨城	日立	2017年 2月8日	2017年 6月19日	<p>○お客様から問合せがあり、厚生年金基金の支給状況の確認不足から厚生年金基金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付したため、お客様の意向と異なる選択処理を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を再度確認し、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、厚生年金基金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	19,363
112			兵庫	西宮	2014年 12月1日	2016年 4月22日	<p>○共済組合から連絡があり、年金受給選択申出書受付時の確認不足から、お客様の申出内容と異なる年金の選択処理を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	431,761

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
113	時効特例給付の誤り	確認・決定誤り	福岡	大牟田	2017年 7月11日	2018年 1月23日	○お客様から問合せがあり、厚生年金被保険者記録が判明したため、時効特例給付及び遅延加算金の支払いを行うべきところ、委託社会保険労務士が記録判明ではなく届出漏れとして届書を受付したため、時効特例給付及び遅延加算金の支払いが行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	45,019
114	死亡一時金の誤り	説明誤り	愛知	名古屋北	2018年 2月6日	2018年 4月26日	○お客様から問合せがあり、死亡一時金の受給要件の確認不足から、受給要件を満たしていないにもかかわらず、死亡一時金を請求できると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、死亡一時金の受給要件について周知しました。	1名	なし	0
115	未支給年金の誤り	説明誤り	京都	上京	2018年 4月26日	2018年 5月1日	○年金相談時の記録確認により、既に未支給年金請求書を提出済のお客様に対し、再度、未支給年金請求書の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時には届書の受付状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
116	振替加算の誤り	説明誤り	東京	葛飾	2018年 3月26日	2018年 5月11日	○機構本部から連絡があり、振替加算の要件の確認不足から、振替加算の加算対象とならない方に対し、誤って振替加算が支給されると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、振替加算の要件について再確認しました。	1名	なし	0
117	年金請求時等の説明誤り	説明誤り	東京	文京	2017年 6月14日	2018年 3月16日	○お客様から問合せがあり、年金請求が遅れていたため5年以上前の期間については時効により支払いがないにもかかわらず、年金請求時に5年以上前の期間についても支払われると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時には時効の援用について再確認するよう周知しました。	1名	なし	0
118			高知	高知東	2017年 5月30日	2018年 2月15日	○他の年金事務所から連絡があり、お客様の年金相談の際の相談事跡を誤って別のお客様の相談事跡として登録したことから、誤って相談事跡が登録されたお客様の年金相談の際に、誤った相談事跡に基づき年金相談を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談事跡の登録の際は年金相談票との確認を徹底し誤った相談事跡を登録しないよう周知しました。	1名	なし	0
119	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	本部	相談・サービス推進部	2017年 6月15日	2017年 10月3日	○お客様から問合せがあり、コールセンターにおけるお亡くなりになった方の基本情報の確認が不足していたことから、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●コールセンターの委託業者に対し、受給権者がお亡くなりになったとの相談があった場合は、お亡くなりになった方の基本情報の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	149,690
120	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	青森	弘前	2017年 6月13日	2017年 10月16日	○お客様から問合せがあり、確認不足から年金の振込ができない預金種別の口座番号が記載された年金請求書を受付し処理を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込先を再確認し訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時に振込先口座の預金種別の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	27,461

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
121	年金の振込金融機関にかかるとの誤り	確認・決定誤り	岐阜	多治見	2017年 5月15日	2017年 10月31日	○機構本部から連絡があり、委託社会保険労務士が年金請求書の振込口座の欄に口座番号以外の番号が記載されているにもかかわらず、年金請求書を受付したため、年金の振込ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込先を再確認し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	41,745
122		入力誤り	香川	高松広域 事務センター	2018年 1月15日	2018年 4月5日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	103,900
123			静岡	浜松西	2018年 3月15日	2018年 4月16日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者住所変更届の処理の際に誤って本来処理の必要のない年金の振込口座の変更処理を行ったことから、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	145,061
124			新潟	事務センター	2018年 3月2日	2018年 4月9日	○金融機関から連絡があり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に預金種別の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	191,105
125		説明誤り	福岡	博多	2017年 11月8日	2017年 12月15日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届の受付時に年金の振込口座の変更時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届の受付の際は、事務処理スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
126	年金受給権者の住所変更等の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横須賀	2017年 1月12日	2017年 12月20日	○お客様から問合せがあり、成年後見人から提出のあった年金受給権者通知書等送付先変更届出書を処理する際、別のお客様の基礎年金番号で住所登録等を行ったため、介護保険料等が正しく徴収されず年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書処理時には記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	18,640
127	年金見込額の誤り	説明誤り	大阪	城東	2018年 5月24日	2018年 5月24日	○年金相談センターから連絡があり、委託社会保険労務士が年金相談時に年金記録の確認不足により、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
128	記録訂正の誤り	説明誤り	東京	練馬	2009年 12月3日	2017年 1月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録が判明したため、老齢厚生年金の請求を案内すべきところ、案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明時には年金請求手続きが必要かどうかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,154,544
129	記録訂正の誤り	説明誤り	愛媛	松山東	2008年 12月3日	2017年 10月20日	○年金相談時の記録確認により、確認不足から誤って他のお客様の国民年金記録を統合処理し年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
130			富山	富山	2012年 2月頃	2018年 3月2日	○年金相談時の記録確認により、確認不足から年金記録の訂正が必要ない方に対し年金記録の訂正を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金記録の訂正の際は訂正の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
131			秋田	大曲	2009年 5月22日	2017年 9月27日	○他の年金事務所から連絡があり、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	68,291
132			神奈川	藤沢	2017年 10月17日	2018年 1月15日	●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	9,440
133			大阪	大阪広域 事務センター	2011年 11月16日	2017年 8月30日	○厚生年金基金から連絡があり、年金記録訂正時に確認不足から標準報酬月額を誤って登録したため、年金が正しい支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	11,060
134			和歌山	田辺	2009年 1月23日	2017年 11月9日	○事務センターから連絡があり、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	577,289
135			年金給付関係通知書等の誤り	入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2018年 4月27日	2018年 5月8日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が年金受給権者氏名変更届の処理時に漢字氏名の入力を誤ったため、誤った漢字氏名が記載された年金証書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい氏名が記載された年金証書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名
136	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	障害年金 センター	2017年 10月17日	2018年 1月31日	○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書を作成する際、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
137	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	障害年金センター	2017年 10月13日	2018年 3月1日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金の却下決定通知書を作成する際、通知書に記載する却下決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の却下決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
138	年金給付関係書類の管理誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	2014年 10月1日	2014年 12月4日	○機構本部から連絡があり、過払いとなった年金を返納いただくための納入告知書を送付すべきところ、確認不足から送付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
139		受付時の書類管理誤り	香川	高松広域事務センター	2018年 3月7日	2018年 4月13日	○お客様から問合せがあり、委託業者による国民年金受給権者支給停止事由消滅届の担当部署への回付が遅れたため、処理が行われず正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、届書受付後の書類管理を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	64,941
140		未処理・処理遅延	千葉	松戸	2010年 5月12日	2011年 6月16日	○お客様から問合せがあり、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	556,242
141	神奈川		港北	2011年 8月頃	2012年 5月16日	○担当部署において確認したところ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,600	
142	神奈川		藤沢	2013年 1月頃	2014年 8月7日	○内部点検により、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し再裁定処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	その他	1,633,950	
143			群馬	前橋	2000年 12月27日	2013年 2月20日	○年金相談時の記録確認により、年金決定後に受給権発生前の被保険者記録に訂正が生じたことから年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行う手続きを行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に被保険者記録が訂正された場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	195,299

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
144	年金給付関係書類の 管理誤り	受理後の書類管 理誤り	東京	東京広域 事務センター	2018年 2月16日	2018年 4月13日	○担当部署において確認したところ、年金請求書と同時に受付した年金選択申出書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に年金の選択方法を再度確認し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
145			福岡	福岡広域 事務センター	2017年 11月16日	2017年 11月24日	○担当部署において確認したところ、年金請求書と同時に受付した生計同一申立書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に必要書類を提出いただき年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	292,516

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>